

○ 農地耕作条件改善事業実施要領（平成27年4月9日付け26農振第2070号農林水産省農村振興局長通知）
一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後					改正前							
別表1（定額助成（ハード事業））					別表1（定額助成（ハード事業））							
事業種類		事業内容等		助成単価(※1)		事業種類		事業内容等		助成単価(※1)		
				1. 通常	2. 集約化する 場合					1. 通常	2. 集約化する 場合	
(1) 区画拡大					(1) 区画拡大							
ア	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	ア	(略)	(略)	(略)	(略)	
イ	水路変更あり	水路で隣接するほ場の高低差10cm以下、表土扱いあり	(略)	44.5万円/10a	53万円/10a	(略)	イ	水路変更あり	水路で隣接するほ場の高低差10cm以下、表土扱いあり	(略)	47万円/10a	56万円/10a
				<u>【32.5万円/10a】</u>	<u>【39万円/10a】</u>						<u>【33万円/10a】</u>	<u>【39.5万円/10a】</u>
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
(2) 暗渠排水	掘削同時埋設工法、表土扱いなし	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管(管径50mm～60mm)を3本埋設	(略)	12.5万円/10a	15万円/10a	(2) 暗渠排水	(新設)	(新設)	(略)	(略)	(新設)	(新設)
				<u>【9万円/10a】</u>	<u>【10.5万円/10a】</u>							
(3)～(11)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(3)～(11)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

注) (略)

※1・※2 (略)

※3 耕地復旧を行わない場合には、次に定めるとおり助成単価から減算するものとする。
ア～ウ (略)

※4 (2)に関して、地下かんがいを導入する場合には、受益面積10アール当たり4万円を助成単価に加算するものとする。

※5 一筆の農地における本暗渠管の全延長の管径が65mm以上の場合には、次に定めるとおり助成

注) (略)

※1・※2 (略)

※3 耕地復旧を行わない場合には、次に定めるとおり助成単価を減算するものとする。
ア～ウ (略)

※4 (2)に関して、地下かんがいを導入する場合には、受益面積10アール当たり4万円を加算するものとする。

※5 (2)及び(3)に関して、一筆の農地における本暗渠管の全延長の管径が65mm以上の場合に

単価に加算するものとする。

ア (2) にあっては、受益面積10アール当たり3万5千円を加算

イ (3) にあっては、施工延長100メートル当たり3万円を加算

※6 (2) に関して、外注(有償)により実施設計を行う場合には、受益面積10アール当たり2万円を助成単価に加算するものとする。

※7 (略)

※8 (7) のエにあっては、幅広畦畔の場合は5万5千円/100m、購入土が必要な場合は3万円/100m(幅広畦畔の場合は10万円/100m)、防草シートを設置する場合は15万円/100mをそれぞれ助成単価に加算するものとする。

は、受益面積10アール当たり((3)にあっては施工延長100メートル当たり)3.5万円を加算するものとする。

(新設)

(新設)

※6 (2) に関して、外注(有償)により実施設計を行う場合には、受益面積10アール当たり2万円を加算するものとする。

※7 (略)

※8 (7) のエにあっては、幅広畦畔の場合は5万円/100m、購入土が必要な場合は3万円/100m(幅広畦畔の場合は10万円/100m)、防草シートを設置する場合は15万円/100mをそれぞれ加算するものとする。

附 則

この通知は、令和8年4月7日から施行する。